

ご家族が亡くなられたときの手続き（市役所外）

対象者または 手続きの種類	手続き内容	手続き窓口
○相続登記について	・土地・建物（不動産）の権利を相続で取得した時は、不動産が所在する区域の管轄の法務局に手続きが必要です。令和6年4月からは、所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければ、正当な理由がない場合、10万円以下の過料の適用対象となりました。	仙台法務局 塩竈支局 ☎022-363-0065
○相続放棄・限定承認について	・被相続人（相続される財産を遺して亡くなった方）の最後の住所地の家庭裁判所に申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所へご確認ください。手続きの期限は被相続人の死亡から3か月以内となります。	仙台家庭裁判所 （被相続人の最後の住所地を 管轄する家庭裁判所） ☎022-222-4165
○相続税の申告について	・相続税は被相続人が亡くなられたことを知った日の翌日から10か月以内に申告を行う必要があります。所轄する税務署にご確認ください。	塩釜税務署 ☎022-362-2151
○亡くなられた方の 所得税の申告について（準確定申告）	・年途中で亡くなられた方の所得税は、相続人が、1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告を行う必要があります。所轄する税務署にご確認ください。	
○厚生年金を受給している方	・死亡の届出が必要となる他、未支給年金や遺族厚生年金の請求ができる場合があります。	仙台東年金事務所 （請求者住所地管轄 の年金事務所） ☎022-257-6111
○厚生年金に加入している方	・遺族厚生年金の請求ができる場合があります。	
○共済年金を受給している方	・死亡届のほか、未支給年金や遺族共済年金の請求ができる場合があります。	共済年金受給者の場合は、 各共済組合に手続き内容 （遺族年金など）を 確認してください。
○共済年金に加入している方	・遺族共済年金の請求ができる場合があります。	
○市営・県営住宅に入居している方	・届出が必要になりますので、宮城県住宅供給公社にご連絡ください。	宮城県住宅供給公社 （入居管理課） ☎022-224-0014
○農業者年金に加入している方	・届出が必要になりますので、J A 仙台多賀城支店または J A 仙台南宮支店にご連絡ください。	J A 仙台多賀城支店 ☎022-368-3417 または J A 仙台南宮支店 ☎022-368-2519
○雇用保険受給資格者証	・受給資格者証の返還が必要となります。手続きの期限は本人の死亡日から1か月以内です。	雇用保険を受給していた ハローワーク

対象者または 手続きの種類	手続き内容	手続き窓口
○在留カード	・カードの返納が必要となります。返納の期限は失効した日（本人の死亡日）から14日以内です。	仙台出入国在留管理局 ☎022-256-6076
○パスポート	・パスポートの失効手続きが必要となります。	宮城県パスポートセンター ☎022-211-2278
○普通自動車	・自動車税（種別割）の納付など	塩釜県税事務所 ☎022-365-4191
	・普通自動車の名義変更など	東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011
○軽四輪自動車	・軽四輪自動車の名義変更など	軽自動車検査協会 宮城主管事務所 ☎050-3816-1830
○二輪（125cc超）	・二輪の軽自動車または小型自動車の名義変更など	東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011
○預貯金	・口座凍結の解除など	各金融機関
○株式等	・名義変更など	各証券会社
○国債	・記名変更または償還金受領など	償還金支払場所 または 証券保管証書に記載の郵便局
○生命保険等	・死亡保険金・入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社
○クレジットカード	・解約手続きなど	各クレジット会社
○NHK受信料	・名義変更・解約など	フリーダイヤル ☎0120-151-515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
○固定電話・携帯電話	・名義変更・解約など	各契約会社
○インターネット等		
○電気・ガス料金等		
○ケーブルテレビ		